

医療法人 篠崎医院 篠崎訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人 篠崎医院(以下「法人」という。)が開設する篠崎訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者等に対する適正な指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 ステーションは利用者が生活の質を確保し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び、生活機能の維持または向上に努めなければならない。
 - 2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供が出来るよう努めなければならない。
 - 3 ステーションは、自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 4 ステーションは、事業の運営にあたって、関係市町村をはじめ他の保険、医療又は、福祉サービスを提供するものと密接な連携を図らなければならない。尚、連携にあたっては、市町村に設けられた、地域ケア会議、地域包括支援センター等を積極的に活用し、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
 - 5 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、主治医、居宅介護支援事業者及び市町村等の他関連事業所へ情報の提供を行なうものとする。

(事業の運営)

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師等の看護職員によってのみ訪問看護を行なう。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所及び出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1) 訪問看護事業所

名称 : 篠崎訪問看護ステーション

所在地 : 長野県安曇野市豊科高家 5089 番地 1

2) 訪問看護事業出張所

名称 : 篠崎訪問看護ステーション まつもとサテライト

所在地 : 長野県松本市中央二丁目1番24号 五幸本町ビル4階

(従業者の員数及び、職種等)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

2) 訪問看護事業所 看護職員 3名以上

訪問看護事業所出張所 看護職員 1名以上

看護職員は訪問看護計画及び報告書の作成をし、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 1 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日、8月13日から8月16日までを休日とする。但し、変更のある場合はその1ヵ月前に利用者等、関係各位に周知する。

2 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

但し、電話等により24時間常時連絡可能な体制をとり、必要に応じ、緊急訪問看護を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松本市(旧安曇村、旧奈川村は除く)、塩尻市(旧楢川村は除く)、東筑摩郡(生坂村は除く)、安曇野市の区域とする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 1 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した訪問看護指示書により、訪問看護計画書を作成し、利用者の了解を得て訪問看護を実施する。

2 介護保険における訪問看護については主治医の訪問看護指示書かつ介護支援専門員などが作成したサービス計画書に基づき、訪問看護計画書を作成し、利用者の了解を得て訪問看護を実施する。

3 訪問看護計画書(精神科訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書等を含む)

の作成及び利用者又は家族への説明。訪問看護計画書には利用者の希望、主治医の指示、心身の状況を踏まえて療養上の目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

(訪問看護の内容)

- 第9条 1 訪問看護等の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び第8条に規定する訪問看護計画に基づく内容、利用時間・回数により、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 2 訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 訪問看護等の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護の技術をもって、これを行う。
- 4 訪問看護等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 5 特殊な看護等については、これを行わない。
- 6 訪問看護の内容は次のとおりとする。
- 1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア等
 - 2) 診療の補助
病状・障がいの観察、メンタルケア、褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置、薬の管理等
 - 3) リハビリに関すること
 - 4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康相談等
- 7 訪問看護報告書（精神科訪問看護報告書、介護予防訪問看護報告書等を含む）を作成し、主治医、介護保険における訪問看護においては介護支援専門員に適宜、提出する。

(提供拒否の禁止及び提供困難時の対応)

- 第10条 ステーションは、正当な理由無く訪問看護の提供を拒まない。但し、通常の実業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師への連絡を行い、適切な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じる。

(他事業所との連携)

第 11 条 ステーションは介護保険事業所や福祉相談事業所などと密接な連携に努める。

(受給資格)

- 第 12 条 1 ステーションは、介護保険における訪問看護の開始にあたっては、被保険者証による被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限等を確認する。
- 2 健康保険における訪問看護の開始にあたっては、被保険者証による被保険者資格、有効期限を確認する。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 13 条 ステーションは、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていない時は、当該利用申込者またはその家族に対し、法定代理受領サービスを行なうため必要な援助を行なう。

(利用料等)

- 第 14 条 1 介護保険法における訪問看護を提供した場合、ステーションは、その対価として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により、算定した額の支払いを利用者から受ける。
- 2 健康保険法における訪問看護を提供した場合、ステーションは、基本利用料として健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により、算定した額の支払いを利用者から受ける。
- 3 ステーションは基本利用料のほか、その他の利用料として利用者が選定する保険給付の対象となるサービス以外の利用料は全額自己負担とする。
- 4 ステーションは、実費負担の利用料として、以下の支払いを利用者から受ける。
- 1) 通常業務の実施地域を越える場合の交通費：片道 30 キロを超える場合は 300 円、以後 5 キロを越えるごとに 100 円加算する。
 - 2) おむつ代等衛生用品に要する費用
 - 3) 訪問看護と連続して行なわれる死後の処置料を利用者から受ける。
- 5 ステーションは第 3 項、第 4 項の費用の額に係るサービスの提供にあたってはあらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族に同意を得るものとする。

(相談・苦情対応)

第 15 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する相談窓口を設置し、指

- 定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 ステーションは、事業所及び出張所に寄せられたサービス内容及び個人情報取り扱いに関する相談・苦情に対して事業所に設けた相談窓口において行なうものとする。
 - 4 ステーションは自ら提供した指定訪問看護に関して、市町村が行う文書などの提出の求め、質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。
 - 5 ステーションは、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。
 - 6 ステーションは、上記4、5に関して指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なうものとする。

(緊急時における対処方法)

- 第16条 1 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を行なう。
主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第17条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第18条 ステーションは、利用者が正当な理由無く訪問看護の利用に関する指示に従わない時偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(衛生管理等)

- 第19条 1 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態については、定期健康

診断などの必要な管理を行なう。

- 2 ステーションは、事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。
- 3 ステーションは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を医療法人 篠崎医院の他部署と協働しておおむね半年に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を同医療法人の方針に沿い、整備する。
 - 3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を1年に1回以上実施する。

(会計の区分)

第20条 ステーションは、事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問看護の会計とその他事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第21条 1 ステーションは従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備する。
2 ステーションは利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間は保存する。ただし、自立支援医療制度を利用している利用者の訪問看護記録は完結の日から5年間保存する。

(秘密保持)

第22条 ステーションに従事する従業者又は従業者でなくなった後においても、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らすことの無いよう必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第23条 1 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
2 ステーションが得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(身分を証する書類の携行)

第 24 条 従業員は、ステーションが発行する身分を証する書類を常に携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分を証する書類を提示する。

(虐待防止に関する事項)

第 25 条 1 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

2)虐待防止のための指針の整備

3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

4)前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者や障がい者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 26 条 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント行為の防止)

第 27 条 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場また訪問看護を提供する場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第 28 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人篠崎医院 理事

長とステーションの管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

平成15年 4月 1日改定

平成16年 2月 1日改定

平成20年 2月 1日改定

平成22年 4月 1日改定

平成25年 1月 1日改定

平成25年10月25日改定

令和6年4月1日運営規程（医療）、運営規程（介護保険）統合し、改定

令和6年4月1日

医療法人 篠崎医院

理事長 篠崎 孝